

# か け は し



発行：峡南教育事務所地域教育支援スタッフ

所在地：南巨摩郡富士川町鵜沢771-2

TEL:0556-22-8154 FAX:0556-22-8144

リコリス ヒガンバナ属(身延町)

HPでも御覧になれます。 <https://www.pref.yamanashi.jp/kyoiku-mk/index.html>

## 峡南地推協 新会長 あいさつ

富士川町にゆかりの石橋湛山(第55代総理大臣)は、明治初期の教育制度の不正確さからか5歳で甲府の小学校に入学しました。通常より2年早い入学です。その後、増穂小学校に通うようになり、父親の静岡市への転勤(この当時は日蓮宗の住職にも人事異動があったのです)によって、現・南アルプス市鏡中条にある日蓮宗の寺に預けられます。そして飛び級を果たし、県立尋常中学(現、甲府一高)に入学します。僅か11歳で高校生になったのです。ところが、この学校で湛山は2度の落第を経験します。



中村高志会長

2度の落第が、湛山にとって一生の宝になる人物との邂逅を用意していました。最終学年の年に校長として赴任してきた大島正健と出会いました。大島校長は、札幌農学校一期生で、クラーク博士から直接学んだ教え子でした。大島はクラーク博士から教えられた「ボーイズ・ビー・アンビシャス(少年よ大志を抱け)」もですが、むしろ「ビー・ジェントルマン(紳士であれ)」に感銘しました。その意味を湛山は「自らの良心に従って判断し行動せよ」と教えられたからです。少年期に心に刻まれたこの言葉が、湛山にとって88歳までの一生を貫く「至言」になったのです。

湛山はさらに東京の第一高校(現、東大教養学部)を受験しますが、落ちます。つまり湛山は若い頃に3度の「失敗」を経験します。しかしめげません。後に早稲田大学文学部に入り、今度は首席で卒業します。

紆余曲折を経て総理大臣になりますが、僅か2カ月後で病気のために潔く総理の座を下ります。その時に湛山は「政治的良心に従います」という歴史に刻まれる有名な言葉を残しました。これこそが教育の力だと思います。

峡南地域教育推進連絡会は、20を越える団体が集って子どもたちの教育を後押しする連合体です。湛山のような志を持った子どもたちが育ってくれたら、と願っています。そうした教育環境作りには是非ご協力下さい。(峡南地域教育推進連絡協議会会長 中村高志)

## 峡南地域 異校種連携セミナー の御案内

- ・内 容： SNSの及ぼす子どもたちへの影響～学校・家庭・地域の役割～
- ・講 師： 山梨県警察本部 生活安全部 少年・女性安全対策課  
少年対策官 加藤 克人 氏
- ・日 時： 令和元年11月12日(火) 午後3時00分～  
(受付 午後1時20分～)
- ・会 場： 身延町総合文化会館 2階会議室(身延町波木井407)
- ・参加者： 保育所(園)・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者・  
教職員、教育委員会関係者、地推協関係者、地域住民の皆様
- ・申込み： 11月6日(水)までに電話、fax、メールにて、担当まで申込みをお願いします。
- ・申込先： 山梨県教育庁峡南教育事務所 地域教育支援担当 片田・小林 TEL:0556-22-8154  
FAX:0556-22-8144 eメール: [katada-rxbc@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:katada-rxbc@pref.yamanashi.lg.jp) (片田)



# 令和元年度 峡南地区 人権講演会

7月9日に身延町総合文化会館で開催された講演の要旨を紹介いたします。

「児童虐待の現状と課題」～今、私たちにできること～

山梨学院短期大学 保育科教授 樋川 隆 氏



## 1. 児童虐待とは？

児童虐待法第2条における「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う、「1. 身体的虐待、2. 性的虐待、3. 養育拒否（ネグレクト）、4. 心理的虐待」の行為をいう。この法における虐待者は保護者に限定しており、兄弟・隣人関係は含まれない。

第3条では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と規定している。本来は、上記の2条でも虐待者は「何人」とすべきである。「児童虐待」は子どもという存在に対する「人権侵害」と捉える。

## 2. 児童虐待の現状

①厚生労働省がまとめた福祉行政報告例概要によると、H29年度には、全国で当時210ヶ所ある児童相談所に13万3778件の児童虐待相談があったとしています。心理的虐待が約72,197件、身体的虐待が33,223件、ネグレクトが26,821件、そして性的虐待は1,537件であった。性的虐待は通告が少なく、隠されていて、この数十倍あると言われている。性的虐待は、実父や養父が女子を虐待する件が主で、被害者の女子の数が多いのは、アメリカなどでは6歳前、日本国内では中学生が顕著であるが、この二つの時期に集中している。また、相談件数のうち21,268人の子どもが一時保護となり、さらにそのうち4,579人が家庭分離となった。



②H29年度は、虐待者の46.9%が実母、40.7%が実父、6.1%が実父以外の父親であった。

③同年、虐待される子どもの年齢は、0～2歳が20.2%、3～6歳が25.5%、7～12歳が33.3%、13～15歳が14.0%、16～18歳が7.1%であった。この比率はH25年度から横ばい状態である。就学前の子どもが全体の45.7%であり、親に抵抗できない乳幼児への虐待が多い。

山梨県内のH28年度の児童虐待相談件数は児童相談所に970件、市町村に568件あった。虐待者は実母が42.5%、実父実母両方が28.4%、実父が18.7%、実父以外の父が3.3%であった。山梨の特徴は、実父実母両方で虐待している件数が28.4%と多いことで、この場合、子どもは逃げ場がない。心的虐待47.4%、ネグレクト31.6%、身体的虐待17.7%、性的虐待1.3%であった。

通告を受けて児童を家庭から分離（里親委託・施設入所）する件数は全体の3.4%（全国H29）で、96.6%が在宅しているのが現状である。山梨県内も同様で通告件数の94.8%（H30）は在宅している。また、虐待は「低年齢で相談を思い至らず、誰にも相談せず」7割、性犯罪は「知られたくないなどの理由で相談せず」5割（警視庁の被害者調査H30）と、被害者がSOSを出さないのが、周囲にいる関係者が、個々の子どもをよく観察し、気付いてあげる必要がある。

## 3. 親権とつけ

児童虐待を咎めると「これはウチのしつけだから」と虐待者が主張する件がある。民法820条「親権」と822条「懲戒権」の両者の関係は「親権者は親権行為に必要な範囲で懲戒できる」と解釈することが可能であり、上記の主張は法的に正当化されてしまう。よって児童虐待防止法14条は以下のように改正された。（令和元年6月改正、令和2年4月から施行）：「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」現時点では民法822条の親権者による「懲戒権」は有効であり、上記14条施行後2年を目途に改正される予定である。

#### 4. 児童虐待に気づく

「いつもと違う」、「何か変だ」と気付くことが大事で、「不自然さ」は重要なサインだ。①不自然な傷、あざに気付いたら、その子に許可を取って写真を撮り、記録に残す。②「子どもの様子:落ち着かない、家に帰りたがらない、性的に逸脱した言動、低身長、低体重」、「親の様子:イライラしている、子に暴言暴力を行う、連絡が取れない、約束を破る」を発端に虐待に気づき、通告する義務がある。

#### 5. 児童虐待の防止等に関する意識調査結果から

「児童虐待の防止等に関する意識等調査」結果報告書から（2010年12月総務省行政評価局）  
「学校において児童虐待にスムーズに対応するために重要なことは？」という問いに対して、86.9%が「組織的対応が大切」と回答した。この回答どおり、担当者1人ではなく組織で対応して頂きたい。  
「学校に於いて児童虐待を発見した場合、速やかに児相や市町村に相談することに抵抗があるか？」との問いには約15%が「抵抗ある、ややある」と答えた。7人に1人が通告に抵抗があるのは問題であろう。「通告に抵抗がある理由は？」との問いには、(複数回答可)73.4%が「誤報の可能性がなくなってから通告すべき」、57.7%が「保護者との関係悪化を恐れる傾向にある」と答えた。子どもの命が最優先なので、「児童虐待と思われる、おそれがある」だけでも通告していただきたい。「通告後の関係機関の対応は十分か?」との問いには30%以上が「十分でない」と答えている。学校現場では、特に通告後の保護者との関わり方の点で支援不足を感じている。

児童相談所は最善を尽くしており、勤務状況は非常に厳しい。連日帰宅するのは22時以降であり、土日の出勤は常態化している。「48時間ルール」により通告の48時間以内に目視による児童の安全確認が必要であるため、金曜に通告があると土日は休日返上となることが多い。県内で、児童虐待による死亡事例がないのは、未然の一時保護実施によるためであり、児童相談所職員の努力は大きい。

#### 6. 児童虐待の早期発見と通告

児童虐待防止法第5条1：(学校、児童福祉施設、病院、県警察などの職員等)児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかにこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは児童相談所に通告しなければならない。子どもを観察し、子どもから話を聞き、児童虐待が疑われる場合は、確証がなくても通告をすること。これは守秘義務違反にはならない。子どもの生命の保護を最優先し、疑わしきは速やかに通告する義務がある。

その際、担任等が一人で抱え込むことは避けて、「チーム対応」を行う。学校での対応のキーパーソンを決め、管理職、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた情報収集や対応を行う。

#### 7. 地域での連携について

要保護児童対策地域協議会(要対協)とは、「児童福祉法第25条の2」に定められた法定協議会で、地方公共団体が単独または共同して設置(山梨県の場合、各市町村単位で設置)するもので、その目的は要保護児童の適切な保護と、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を行うことである。県内では全市町村に設置されたが、県には設置されておらず、県全体で一つの要対協を設ける必要性を感じる。県下27市町村が情報交換したり、事例の少ない市町村が相談したりできる機関が必要である。

要対協の会議構成は、以下の3種である。

- ① 代表者会議：各機関の管理職による共通認識を図る会議(年1~2回)
- ② 実務者会議：各機関の実務者による全ケースの状況フォロー・実態把握・情報交換など
- ③ 個別ケース検討会議：ある子どもに関わる関係者が一堂に集まり、情報共有、アセスメント(情報整理、問題点の明確化、危険度・緊急性の判断、仮説、予定)、支援方針方法・役割分担決定

特に③の個別ケース検討会議で関係者が一堂に会することに意義がある。会場の皆さんも、この会議への出席を要請された場合は、積極的に参加していただきたい。

〔参加者は児童虐待の現状の深刻さ、対応の難しさ、通告の必要性を痛感しました。また、関係諸機関の連携が重要であることを再認識しました。(アンケートより) 〕

# 身延高校 防災サマーキャンプ



身延高校（鈴木克志 校長）は、7月29日（月）に身延中学校・南部中学校・身延高校の有志生徒を対象に防災サマーキャンプを開催しました。会場は身延高校とその周辺地域で、講師に防災国際ショナル代表の小川雄二郎先生、常葉大学の湯山和行先生を迎え、県防災危機管理課、県防災安全センター、峡南広域行政消防本部中部消防署、身延町役場・南部町役場など多くの行政機関の協力を得て実施しました。

このキャンプの目的は、地震発生時に地域のために率先して働くことができ、所属校においてはリーダーとなって防災活動を推進していく意欲や知識をもった人材を、地域や町、県と協力して育成することです。

講義は峡南地域県民センターによる県政出張講座で、「自然災害と防災・減災対策」と題し、峡南地域で発生する恐れのある災害（南海トラフ地震、活断層地震、首都直下地震、富士山噴火等）とその被害想定が伝えられました。また、防災の心構えと、身を守るための具体的な行動、自助・共助・公助についての解説がありました。

講義の後の5つのワークショップは、中高生が混合した3つの小グループ（7名程度）がローテーションで参加する形態で、グループ内で話し合ったり協力して体験していました。内容は、①救命救急法（指導：消防署員）、②避難所生活：簡易トイレ・テントの組み立て・避難所ルール（指導：湯山先生 物品提供：身延町役場交通防災課）、③起震車・火災時の煙体験（県防災安全センター）、④防災タウンウォッチング、⑤防災ハザードマップづくりと発表（講師：湯山先生・小川先生）など多岐に渡りました。昼食は非常食体験を含み、アルファ米等を食べました。生徒達は真剣なまなざしで1日の活動に取り組み、防災リーダーを育てる貴重な機会となりました。

火災煙体験



# 青洲高等学校(仮称)学校説明会



単位制/総合制 ~生み出すつながり 創り出すあした~



峡南地域の新設高等学校「山梨県立青洲高等学校(仮称)」の学校説明会が、7月27日に市川三郷町の歌舞伎文化公園ふるさと会館にて、8月3日に富士川町のますほ文化ホールにて開催されました。両日も午前部の部、午後部の部の2回開催で計4回の説明会が実施されました。参加した中学生、保護者、教職員は総計1,400人を超え、峡南・中北地域は勿論のこと、峡東・富士北麓地域、さらには長野県からと、広域から参加がありました。

説明会のはじめに市川高等学校音楽部によるウエルカムコンサートがあり、その後、高校改革・特別支援教育課の逆瀬川慶浩主幹による新設校の概要説明がありました。青洲高校は普通科、工業科、商業科を併設した総合制高校です。定員は県内最大規模の280名の予定で、普通科、工業科（機械工学科・土木工学科）、商業科（ビジネス探求科・ビジネス情報科）があります。普通科では1年次で単位制を生かした習熟度別少人数授業を展開して基礎基本の定着を、2年次では複数の類型を用意して個別の学力の伸長を図ります。3年次には総合制を生かして、学科を横断した選択科目を用意し、個別・具体的な進路実現を目指します。工業科・商業科は各科ごとに「一括募集」し、入学後に工業科は、機械工学科、土木工学科のいずれか、商業科はビジネス探求科、ビジネス情報科のいずれかを選択します。工業科は1年次後期から、商業科は2年次から、各学科に分かれてより専門的な学習を行い、資格取得・進路選択に繋がります。



「部活動の紹介VTR」では、野球、バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、音楽、応援、吹奏楽など体育局、文化局の各部が紹介されました。続いて「制服（3候補）紹介」がファッションショー形式で行われ、参加者は青洲高校にふさわしいと思われる制服を選びアンケートに答えていました。説明会の後には、希望者に「個別相談」があり、「いきいきショップ増穂」では増穂商業高校生による開発商品（お菓子）の展示・販売、

「わくわくモノづくり峡南」のブースでは峡南高校生による製作品・測量機器、ドローン等の展示・説明がありました。

